二	北緯四十一度二十分九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域
イ	北緯四十一度二十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線
ロ	北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点に至る直線
ハ	北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十三度五十九分五十秒の点に至る直線
ニ	北緯三十七度三十分十秒以南の東経百三十三度五十九分五十秒の線

別表第二（第二条、第七十条関係）

大臣許可漁業	海域
沖合底びき網漁業	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 (1) 北緯四十五度二十五分一秒東経百四十一度四十九分三十八秒の点 (2) 北緯四十五度三十四分十一秒東経百四十一度四十三分七秒の点 (3) 北緯四十五度三十五分五十五秒東経百四十一度五十六分十四秒の点 (4) 北緯四十五度三十二分四十二秒東経百四十二度十七分五十秒の点 (5) 北緯四十五度十九分三十六秒東経百四十二度三十四分四十八秒の点 (6) 北緯四十五度十分四十九秒東経百四十二度四十分二十九秒の点 (7) 北緯四十四度四十六分八秒東経百四十二度五十七分四秒の点 (8) 北緯四十四度三十六分十三秒東経百四十三度十二分三十一秒の点 (9) 北緯四十四度三十五分四秒東経百四十三度十四分十八秒の点 (10) 北緯四十四度三十一分五秒東経百四十三度二十三分三十五秒の点 (11) 北緯四十四度二十九分十九秒東経百四十三度二十六分十三秒の点 (12) 北緯四十四度二十三分三十三秒東経百四十三度三十九分三十三秒の点 (13) 北緯四十四度二十一分二十三秒東経百四十三度三十八分二秒の点

（新設）